

第374回矢板市議会定例会

議 案 書

令和4年3月

矢 板 市

第 3 7 4 回矢板市議会定例会提出議案

議案第 1 号	令和 4 年度矢板市一般会計予算	・ ・ ・ ・ ・	P 1
議案第 2 号	令和 4 年度矢板市介護保険特別会計予算	・ ・ ・ ・ ・	P 1
議案第 3 号	令和 4 年度矢板市国民健康保険特別会計予算	・ ・ ・ ・ ・	P 1
議案第 4 号	令和 4 年度矢板市後期高齢者医療特別会計予算	・ ・ ・ ・ ・	P 1
議案第 5 号	令和 4 年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計予算	・ ・	P 1
議案第 6 号	令和 4 年度矢板市水道事業会計予算	・ ・ ・ ・ ・	P 1
議案第 7 号	令和 4 年度矢板市下水道事業会計予算	・ ・ ・ ・ ・	P 1
議案第 8 号	令和 3 年度矢板市一般会計補正予算（第 1 3 号）	・ ・ ・ ・ ・	P 2
議案第 9 号	令和 3 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	・	P 2
議案第 1 0 号	矢板市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定	・ ・	P 3
	について		
議案第 1 1 号	矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部	・ ・	P 5
	改正について		
議案第 1 2 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正	・ ・	P11
	について		
議案第 1 3 号	矢板市ふるさと納税基金条例の一部改正	・ ・ ・ ・ ・	P13
議案第 1 4 号	矢板市介護給付基金条例の一部改正	・ ・ ・ ・ ・	P17
議案第 1 5 号	矢板市国民健康保険税条例の一部改正	・ ・ ・ ・ ・	P20
議案第 1 6 号	矢板市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正	・ ・	P51
	について		
議案第 1 7 号	矢板市消防団条例の一部改正	・ ・ ・ ・ ・	P55

議案第 18 号 塩谷広域行政組合格約の一部変更について P61

議案第 1 号 令和 4 年度矢板市一般会計予算

議案第 2 号 令和 4 年度矢板市介護保険特別会計予算

議案第 3 号 令和 4 年度矢板市国民健康保険特別会計予算

議案第 4 号 令和 4 年度矢板市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 5 号 令和 4 年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計予算

議案第 6 号 令和 4 年度矢板市水道事業会計予算

議案第 7 号 令和 4 年度矢板市下水道事業会計予算

(以上別冊)

議案第 8 号 令和 3 年度矢板市一般会計補正予算（第 1 3 号）

議案第 9 号 令和 3 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

（以上別冊）

議案第10号

矢板市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

矢板市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を、別紙のように定める。

令和4年2月25日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員 2
- (4) 職員（第2号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例

矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年矢板市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、年次有給休暇の残日数の<u>全て</u>を使用しようとする場合において、当該日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>全て</u>を使用することができる。</p> <p>4 略</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、年次有給休暇の残日数の<u>すべて</u>を使用しようとする場合において、当該日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>すべて</u>を使用することができる。</p> <p>4 略</p>
<p>(病気休暇)</p> <p>第13条 略</p>	<p>(病気休暇)</p> <p>第13条 略</p>

2 略

3 前項ただし書、次項及び第5項の規定の適用については、連続する8日以上（当該期間における週休日等以外の日の日数が少ない場合として市規則で定める場合にあつては、その日数を考慮して市規則で定める期間）の特定病気休暇を使用した職員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間（1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間その他の市規則で定める時間（以下この項において「部分休業等」という。）がある場合にあつては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、部分休業等以外の勤務時間）の全てを勤務した日の日数（第5項において「実勤務日数」という。）が20

2 略

3 前項ただし書、次項及び第5項の規定の適用については、連続する8日以上（当該期間における週休日等以外の日の日数が少ない場合として市規則で定める場合にあつては、その日数を考慮して市規則で定める期間）の特定病気休暇を使用した職員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間（1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間その他の市規則で定める時間（以下この項において「部分休業等」という。）がある場合にあつては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、部分休業等以外の勤務時間）のすべてを勤務した日の日数（第5項において「実勤務日数」という。）が20

日に達する日までの間に、再度の特定
病気休暇を使用したときは、当該再度
の特定病気休暇の期間と直前の特定病
気休暇の期間は連続しているものとみ
なす。

4～9 略

別表第1（第14条関係）

休暇の原因	休暇を与える 期間
1・2 略	
3 職員が骨髄移植の ための骨髄若しくは <u>末梢^{しょう}血幹細胞移植</u> の ための末梢血幹細胞 の提供希望者として その登録を実施する 者に対して登録の申 出を行い、又は配偶 者、父母、子及び兄 弟姉妹以外の者に、 骨髄移植のため骨髄 若しくは末梢血幹細	略

日に達する日までの間に、再度の特定
病気休暇を使用したときは、当該再度
の特定病気休暇の期間と直前の特定病
気休暇の期間は連続しているものとみ
なす。

4～9 略

別表第1（第14条関係）

休暇の原因	休暇を与える 期間
1・2 略	
3 職員が骨髄移植の ための骨髄若しくは <u>末梢血幹細胞移植</u> の ための末梢血幹細胞 の提供希望者として その登録を実施する 者に対して登録の申 出を行い、又は配偶 者、父母、子及び兄 弟姉妹以外の者に、 骨髄移植のため骨髄 若しくは末梢血幹細	略

<p>胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p>		<p>胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p>	
<p>4 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号</u> に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又</p>	<p>略</p>	<p>4 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>(1)及び(2)</u>に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又</p>	<p>略</p>

<p>は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>		<p>は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	
<p>5・6 略</p>		<p>5・6 略</p>	
<p>6の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合には、10日）の範囲内の期間</p>		
<p>7～23 略</p>		<p>7～23 略</p>	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第12号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年2月25日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年矢板市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

産業医	月額 30,000	を
-----	-----------	---

「

産業医	月額 50,000	に
-----	-----------	---

改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第13号

矢板市ふるさと納税基金条例の一部改正について

矢板市ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年2月25日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例

矢板市ふるさと納税基金条例（平成27年矢板市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 ふるさと納税（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附をいう。以下同じ。）<u>制度及び企業版ふるさと納税（地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の2に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（同法第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。以下同</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 ふるさと納税（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附をいう。以下同じ。）制度_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

じ。)に関連する寄附をいう。以下同じ。) 制度を活用し、魅力あるまちづくりを推進するため、矢板市ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税による寄附金 _____ の全額とする。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する _____ 場合に限り、処分することができる。

(1) ふるさと納税による寄附金を当該寄附金の使途の指定に応じた市政に関する事業に要する経費の財源に充てるとき。

(2) 企業版ふるさと納税による寄附金をまち・ひと・しごと創生寄附活用

_____ を活用し、魅力あるまちづくりを推進するため、矢板市ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、ふるさと納税 _____ による寄附金（以下「寄附金」という。）の全額とする。

(処分)

第6条 基金は、寄附金の使途の指定に応じた市政に関する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

事業に要する経費の財源に充てると
き。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号

矢板市介護給付基金条例の一部改正について

矢板市介護給付基金条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年2月25日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市介護給付基金条例の一部を改正する条例

矢板市介護給付基金条例（平成13年矢板市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>矢板市介護保険財政調整基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 介護保険の保険財政を健全に維持するため、<u>矢板市介護保険財政調整基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、<u>次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを処分することができる。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第18</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>矢板市介護給付基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 介護保険の保険財政を健全に維持するため、<u>矢板市介護給付基金</u> ____（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、<u>介護給付の財源に充てる</u> ____ 場合に限り、これを処分することができる。</p>

条第1号に規定する介護給付及び同
条第2号に規定する予防給付の実施
に必要な財源に充てるとき。

(2) 法第115条の45第1項から第
3項までの規定による地域支援事業
の実施に必要な財源に充てるとき。

(3) 法第147条第2項第1号に規定
する基金事業借入金の償還に必要な
財源に充てるとき。

(4) 法第147条第4項の規定による
財政安定化基金拠出金の納付に必要
な財源に充てるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 15 号

矢板市国民健康保険税条例の一部改正について

矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

矢板市国民健康保険税条例（昭和34年矢板市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の所得割額)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る____ ____所得割額)</p> <p>第3条 略</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る____ ____被保険者均等割額)</p> <p>第5条 略</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る____ ____世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第21条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第21条第1項において同じ。）以外の世帯 18,200円

(2)・(3) 略

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第21条 _____において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第21条 _____において同じ。）以外の世帯 18,200円

(2)・(3) 略

生した日の属する月から、月割をもつて算定した第2条第1項の額（第21条第1項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2～8 略

（国民健康保険税の減額）

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

生した日の属する月から、月割をもつて算定した第2条第1項の額（第21条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2～8 略

（国民健康保険税の減額）

第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上

(1) 法第703条の5 _____ に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5 _____ に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5 _____ に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上

の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る

基礎課税額の被保険者均等割額

被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について

第5条に規定する基礎課税額の

被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

イ 国民健康保険の被保険者に係る

基礎課税額の世帯別平等割額 次

に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以

外の世帯 第5条の2第1号に

規定する基礎課税額の世帯別平

の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る

_____被保険者均等割額

被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について

第5条に規定する_____

被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

イ 国民健康保険の被保険者に係る

_____世帯別平等割額 次

に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以

外の世帯 第5条の2第1号に

規定する_____世帯別平

等割額に10分の7を乗じて得た額

(イ) 特定世帯 第5条の2第2号に規定する基礎課税額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額

(ロ) 特定継続世帯 第5条の2第3号に規定する基礎課税額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額

ウ・エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 第9条の2に規定する介護納付金課税額の被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

カ 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の世帯別平等割額 1世帯について 第9条の3に規定する介護納付金課税額の世帯別平等割額に10分の7を乗じ

等割額に10分の7を乗じて得た額

(イ) 特定世帯 第5条の2第2号に規定する_____世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額

(ロ) 特定継続世帯 第5条の2第3号に規定する_____世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額

ウ・エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る_____被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 第9条の2に規定する_____被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

カ 介護納付金課税被保険者に係る_____世帯別平等割額 1世帯について 第9条の3に規定する_____世帯別平等割額に10分の7を乗じ

て得た額

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る

基礎課税額の被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について

第5条に規定する基礎課税額の

被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

イ 国民健康保険の被保険者に係る

基礎課税額の世帯別平等割額 次

て得た額

(2) 法第703条の5 _____に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る

_____被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について

第5条に規定する_____

被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

イ 国民健康保険被保険者 _____に係る

_____世帯別平等割額 次

に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第5条の2第1号に規定する基礎課税額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額

(イ) 特定世帯 第5条の2第2号に規定する基礎課税額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額

(ウ) 特定継続世帯 第5条の2第3号に規定する基礎課税額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額

ウ・エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 第9条の2に規定する介護納付金課税額の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第5条の2第1号に規定する_____世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額

(イ) 特定世帯 第5条の2第2号に規定する_____世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額

(ウ) 特定継続世帯 第5条の2第3号に規定する_____世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額

ウ・エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る_____被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 第9条の2に規定する_____被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

カ 介護納付金課税被保険者に係る
介護納付金課税額の世帯別平等割
額 1世帯について 第9条の3
に規定する介護納付金課税額の世
帯別平等割額に10分の5を乗じ
て得た額

(3) 法第703条の5第1項に規定す
る総所得金額及び山林所得金額の合
算額が43万円（納税義務者並びに
その世帯に属する国民健康保険の被
保険者及び特定同一世帯所属者のう
ち給与所得者等の数が2以上の場合
にあつては、43万円に当該給与所
得者等の数から1を減じた数に10
万円を乗じて得た金額を加算した金
額）に被保険者及び特定同一世帯所
属者1人につき52万円を加算した
金額を超えない世帯に係る納税義務
者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る
基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定す
る世帯主を除く。）1人について
第5条に規定する基礎課税額の

カ 介護納付金課税被保険者に係る
_____世帯別平等割
額 1世帯について 第9条の3
に規定する_____世
帯別平等割額に10分の5を乗じ
て得た額

(3) 法第703条の5 _____に規定す
る総所得金額及び山林所得金額の合
算額が43万円（納税義務者並びに
その世帯に属する国民健康保険の被
保険者及び特定同一世帯所属者のう
ち給与所得者等の数が2以上の場合
にあつては、43万円に当該給与所
得者等の数から1を減じた数に10
万円を乗じて得た金額を加算した金
額）に被保険者及び特定同一世帯所
属者1人につき52万円を加算した
金額を超えない世帯に係る納税義務
者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る
_____被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定す
る世帯主を除く。）1人について
第5条に規定する_____

被保険者均等割額に10分の2を
乗じて得た額

イ 国民健康保険の被保険者に係る
基礎課税額の世帯別平等割額 次
に掲げる世帯の区分に応じ、それ
ぞれに定める額

(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以
外の世帯 第5条の2第1号に
規定する基礎課税額の世帯別平
等割額に10分の2を乗じて得
た額

(イ) 特定世帯 第5条の2第2号
に規定する基礎課税額の世帯別
平等割額に10分の2を乗じて
得た額

(イ) 特定継続世帯 第5条の2第
3号に規定する基礎課税額の世
帯別平等割額に10分の2を乗
じて得た額

ウ・エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る
介護納付金課税額の被保険者均等
割額 介護納付金課税被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主

被保険者均等割額に10分の2を
乗じて得た額

イ 国民健康保険の被保険者に係る
_____世帯別平等割額 次
に掲げる世帯の区分に応じ、それ
ぞれに定める額

(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以
外の世帯 第5条の2第1号に
規定する_____世帯別平
等割額に10分の2を乗じて得
た額

(イ) 特定世帯 第5条の2第2号
に規定する_____世帯別
平等割額に10分の2を乗じて
得た額

(イ) 特定継続世帯 第5条の2第
3号に規定する_____世
帯別平等割額に10分の2を乗
じて得た額

ウ・エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る
_____被保険者均等
割額 介護納付金課税被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主

を除く。) 1人について 第9条
の2に規定する介護納付金課税額
の被保険者均等割額に10分の2
を乗じて得た額

カ 介護納付金課税被保険者に係る
介護納付金課税額の世帯別平等割
額 1世帯について 第9条の3
に規定する介護納付金課税額の世
帯別平等割額に10分の2を乗じ
て得た額

2 国民健康保険税の納税義務者の属す

る世帯内に6歳に達する日以後の最初
の3月31日以前である被保険者（以
下「未就学児」という。）がある場合
における当該納税義務者に対して課す
る被保険者均等割額（当該納税義務者
の世帯に属する未就学児につき算定し
た被保険者均等割額（前項に規定する
額を減額するものとした場合にあつて
は、その減額後の被保険者均等割額）
に限る。）は、当該被保険者均等割額
から、次の各号に掲げる区分に応じ、
それぞれ当該各号に定める額を減額し
て得た額とする。

を除く。) 1人について 第9条
の2に規定する _____
被保険者均等割額に10分の2
を乗じて得た額

カ 介護納付金課税被保険者に係る
_____世帯別平等割
額 1世帯について 第9条の3
に規定する _____世
帯別平等割額に10分の2を乗じ
て得た額

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号アに掲げる額を減額した世帯 第5条に規定する基礎課税額の被保険者均等割額に前項第1号アに掲げる額を減額して得た額に10分の5を乗じて得た額
- イ 前項第2号アに掲げる額を減額した世帯 第5条に規定する基礎課税額の被保険者均等割額に前項第2号アに掲げる額を減額して得た額に10分の5を乗じて得た額
- ウ 前項第3号アに掲げる額を減額した世帯 第5条に規定する基礎課税額の被保険者均等割額に前項第3号アに掲げる額を減額して得た額に10分の5を乗じて得た額
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 第5条に規定する基礎課税額の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後

期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに掲げる額を減額した世帯 第7条の2に規定する後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額に前項第1号ウに掲げる額を減額して得た額に10分の5を乗じて得た額

イ 前項第2号ウに掲げる額を減額した世帯 第7条の2に規定する後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額に前項第2号ウに掲げる額を減額して得た額に10分の5を乗じて得た額

ウ 前項第3号ウに掲げる額を減額した世帯 第7条の2に規定する後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額に前項第3号ウに掲げる額を減額して得た額に10分の5を乗じて得た額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 第7条の2に規定する後

期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第22条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第22条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条_____の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2

項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）及び」とする。

（国民健康保険税の減免）

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要と認める者に対し国民健康保険税を減免する。

(1)～(4) 略

2・3 略

附 則

1 略

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは

項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額_____」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）_____」とする。

（国民健康保険税の減免）

第23条 市長は、次の各号の一に該当する者のうち、必要と認める者に対し国民健康保険税を減免する。

(1)～(4) 略

2・3 略

附 則

1 略

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは

特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第

特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「法第703条の5」に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5」に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条

1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項

____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条____の規定の適用については、第3条第1項

中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得

中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得

金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額

金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額

並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条

並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条

の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とす

の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とす

る。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険

る。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険

税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子

税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条において「特例適用利子

等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中

等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中

「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う

「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条_____において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条_____中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う

所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しく

所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しく

は山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例

は山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例

法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

14 略

法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条 _____ 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

14 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の矢板市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税

については、なお従前の例による。

議案第16号

矢板市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について

矢板市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を、別紙の
ように定める。

令和4年2月25日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

矢板市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成15年矢板市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、<u>次の各号のいずれかに該当する者をいう。</u></p> <p>(1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級又は2級の障害の程度と同程度の障害を有する者_____</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、<u>次の各号の一</u> _____ <u>に該当する者をいう。</u></p> <p>(1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級又は2級の障害の程度と同程度の障害を有する者<u>であること。</u></p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精</p>

神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センター又は精神科医（以下「児童相談所等」という。）により、知能指数が35以下の知的障害児者と判定された者_____

- (3) 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める3級又は4級の障害の程度と同程度の障害を有する者であつて、児童相談所等により、知能指数が50以下の知的障害児者と判定された者_____

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条に規定する精神保健福祉センターにより、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級と認定された者

2・3 略

4 この条例において「一部負担金等」とは、次に掲げる額をいう。

- (1) 65歳以上75歳未満の者（高齢

神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センター又は精神科医（以下「児童相談所等」という。）により、知能指数が35以下の知的障害児者と判定された者であること。

- (3) 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める3級又は4級の障害の程度と同程度の障害を有する者であつて、児童相談所等により、知能指数が50以下の知的障害児者と判定された者であること。

2・3 略

4 この条例において「一部負担金等」とは、次に掲げる額をいう。

- (1) 65歳以上75歳未満の者（高齢

者の医療の確保に関する法律の規定
による後期高齢者医療の被保険者及
び重度心身障害者であつて高齢者の
医療の確保に関する法律施行令（平
成19年政令第318号

__）別表に定める程度の障害の状態
でないため、栃木県後期高齢者医療
広域連合の障害認定を受けられない
者を除く。）にあつては、保険給付
に係る額の1割に相当する額（付加
給付等があるときは、その者が医療
保険各法の規定により負担すべき額
から当該付加給付等の額を控除して
得た額と、当該1割に相当する額の
いずれか低い額）

- (2) 前号に掲げる者以外の者にあつて
は、医療保険各法の規定により負担
すべき額（付加給付等があるとき
は、その額を控除して得た額）

5 略

者の医療の確保に関する法律の規定
による後期高齢者医療の被保険者及
び重度心身障害者であつて高齢者の
医療の確保に関する法律施行令（平
成19年10月19日政令第318

号）別表に定める程度の障害の状態
でないため、栃木県後期高齢者医療
広域連合の障害認定を受けられない
者を除く。）にあつては、保険給付
に係る額の1割に相当する額（附加
給付等があるときは、その者が医療
保険各法の規定により負担すべき額
から当該附加給付等の額を控除して
得た額と、当該1割に相当する額の
いずれか低い額）

- (2) 前号に掲げる者以外の者にあつて
は、医療保険各法の規定により負担
すべき額（附加給付等があるとき
は、その額を控除して得た額）

5 略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 17 号

矢板市消防団条例の一部改正について

矢板市消防団条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市消防団条例の一部を改正する条例

矢板市消防団条例（昭和51年矢板市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任用)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 機能別団員は、<u>前項各号</u>に掲げる要件のほか、市長が規則で定める資格を有する者とする。</p>	<p>(任用)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 機能別団員は、<u>前条各号</u>に掲げる要件のほか、市長が規則で定める資格を有する者とする。</p>
<p>(欠格事項)</p> <p>第6条 <u>次の各号のいずれか</u>に該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を<u>終わる</u>までの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p>	<p>(欠格事項)</p> <p>第6条 <u>次の各号の一</u>に該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を<u>終る</u>までの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p>

(3)・(4) 略

(分限)

第7条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

(1) 略

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3)・(4) 略

2 略

(懲戒)

第8条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、懲戒処分として、戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

(1)～(3) 略

2 略

(分限及び懲戒の手続)

第9条 略

(3)・(4) 略

(分限)

第7条 任命権者は、消防団員が次の各号の一に該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

(1) 略

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合

(3)・(4) 略

2 略

(懲戒)

第8条 任命権者は、消防団員が次の各号の一に該当する場合においては、懲戒処分として、戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

(1)～(3) 略

2 略

(分限及び懲戒の手続き)

第9条 略

(出動)

第10条 消防団員は、団長の招集によつて出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

(秘密を守る義務)

第12条 消防団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(集団的行動の禁止)

第13条 消防団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行つてはならない。

(報酬)

第14条 消防団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。

(出動)

第10条 消防団員は、団長の招集によつて出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

(秘密を守る義務)

第12条 消防団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(集団的行動の禁止)

第13条 消防団員は、消防団の正常な運営を阻害し、若しくは著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行つてはならない。

(報酬)

第14条

2 消防団員には、次の表に定める年額報酬を支給する。

略

3 消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次の表に定める出動報酬を支給する。

種別	支給単位	出動時間の区分	報酬額
災害の出動	1日	4時間未満	2,000円
		4時間以上7時間45分未満	4,000円
		7時間45分以上	8,000円
警戒、訓練等の出動	1回	—	1,000円

(費用弁償)

第15条

① 消防団員には、次により報酬____を支給する。

略

(費用弁償)

第15条 消防団員が水火災、警戒及び訓練等の職務に従事する場合には

<p>① _____消防団員が公務のため旅行した場合は、矢板市職員の旅費に関する条例（昭和38年矢板市条例第9号）を適用し、<u>次の表に定める相当額を費用弁償として支給する。</u>ただし、水火災防圧のための応援の場合は、この限りでない。</p>	<p>は、<u>1回につき1,000円の費用弁償を支給する。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、消防団員が公務のため旅行した場合は、矢板市職員の旅費に関する条例（昭和38年矢板市条例第9号）を適用し、次の</u> _____<u>相当額を費用弁償として支給する。</u>ただし、水火災防圧のための応援の場合は、この限りでない。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
	<p>3 <u>前2項の規定による費用弁償は、予算経理上必要あるときは、市長において打ち切り支給することができる。</u></p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 18 号

塩谷広域行政組合同規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、塩谷広域行政組合の共同処理する事務に係る塩谷広域行政組合同規約の一部を、別紙のとおり変更する。

令和 4 年 2 月 25 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

塩谷広域行政組合格約の一部を変更する規約

塩谷広域行政組合格約（昭和54年栃木県指令地第888号）の一部を次のように変更する。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第12条第1項中「第3条第7号」を「第3条第6号」に改める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。